

令和8年3月  
志 免 町

## 建設工事における現場代理人の兼任に係る取扱いについて

工事請負契約条項第 10 条第 3 項の規定により現場代理人の常駐義務を緩和する措置について、次のとおり取扱うこととする。

### 1 現場代理人の兼任が可能となる工事

発注者が、工事内容、工事の時期及び工事現場の状況などから総合的に判断し、兼任可能と判断した次の条件を全て満たす工事については、兼任を認める。

(1)それぞれの工事の契約金額（税込）が 4500 万円（建築一式工事の場合は 9000 万円）未満であること（ただし、本町以外の発注工事については、その発注者が設定する条件による）

(2)発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること

(3)兼任できる工事は 3 件までであること（志免町発注の工事に限らない（※））

(4)兼任する工事は、工事現場の相互の間隔がおおむね 10km 以内の範囲であること

(5)発注者又は監督員が求めた場合には工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと

(6)兼任する現場代理人は、必ず担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、1 日 1 回以上、担当工事現場を巡回し、現場管理等に当たること

（※）相手方発注者の承認が必要です。

### 2 現場代理人の兼任に関する手続き等

#### (1)兼任申請書の提出

受注者は、兼任が発生する工事の契約締結前までに、専任を要する現場代理人の兼任届（様式 1）を発注者へ提出する。既に契約中の発注者が発注した工事と他の公共機関の工事を兼任する場合は、他の公共機関の工事の契約締結前に、専任を要する現場代理人の兼任届（様式 1）を発注者へ提出する。

#### (2)発注者による審査

発注者は、工事内容、工事の時期や工事現場の状況などから総合的に判断し、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に係る支障の有無を見極めた上で、現場代理人の兼任の可否について判断する。

### 3 適用時期

令和 8 年 4 月 1 日以降に入札公告等を行う建設工事から適用する。